

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要があります。

よって、政府及び国においては、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望いたします。

記

1. 聴覚障害者の家族や身近な人たちに、手話に関する情報提供を行うとともに、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使用することのできる教育環境づくりを進めること。
2. 手話が音声言語と同様な言語であることを広く示すとともに、国民が手話に触れ、手話を習得できるための環境づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月8日

田 辺 市 議 会

(意見書提出先)
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また人格形成のための倫理・道徳への十分な配慮を行ってこなかった教育のあり方、さらには、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫やテレビの有害番組の問題が指摘されているところである。

これに加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展による新たな有害環境の出現が、問題をより深刻化させている。

また、各都道府県では、青少年の健全育成に係る条例を制定し、多様な取り組みを行っているものの、今日ではその限界を指摘する声も聞こえる。

これらのことから、青少年を健全に育成し、青少年を有害環境から守るため、青少年の健全育成に係る基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにした、一貫性のある、包括的かつ体系的な法の整備が急務となっている。

よって、国においては、「青少年健全育成基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月8日

田 辺 市 議 会

(意見書提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

警察庁長官

衆議院議長

参議院議長